

2022年度  
関西学院大学ロースクール  
C日程

一般入試（法学既修者）  
開放型入試（法学既修者）

憲 法 問 題

《 1 3 : 3 0 ~ 1 4 : 5 0 》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

## 【憲法問題】

次の〔設問1〕および〔設問2〕に答えなさい。

### 〔設問1〕

最高裁判所の判例によれば、裁判所法3条にいう「法律上の争訟」とはどのようなもののことをいうか。3行以内で説明しなさい。

### 〔設問2〕

公職選挙法（以下「法」という。）252条は、選挙犯罪による処刑者に対する選挙権および被選挙権の停止を定めている。他方で、法11条1項2号は、禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者の選挙権および被選挙権を否定している。法11条1項2号は、法252条とは異なり、自ら選挙の公正を害する罪を犯したわけではないにもかかわらず、禁錮以上の刑に処せられたという理由で選挙権等を制限している点に、その特徴がある。なお、自ら選挙の公正を害する罪を犯した者以外の受刑者の選挙権を制限することについては、一般に、遵法精神を欠く受刑者に公正な選挙権行使は期待できないことや、刑事施設内では実社会の情報取得が困難なこと、といった理由があると説明されている。

Xは、自動車で人身事故を起こし、有罪判決を受けて執行猶予中に、再び自動車事故を起こした。これにより、Xは過失運転致死傷罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律5条）で起訴され、懲役6か月の実刑判決を受けた。

Xの服役中の令和3年に衆議院議員総選挙が実施されたが、法11条1項2号の規定により、Xは投票できなかった。Xは、選挙犯罪を行ったわけでもない自分が、一時的とはいえ選挙権が剥奪されるのは違憲なのではないかと考え、自分なりに少し勉強してみることにした。すると、法11条1項2号の選挙権制限に関連して、以下のようなことを知ることができた。

法11条1項2号が適用される受刑者の中には、その受刑の根拠が殺人等の凶悪犯罪である者もいれば、Xのような者もあり、受刑根拠となる犯罪行為の内容は様々であること。また、平成17年に成立した刑事収容施設法（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律）においては、時事報道に接する機会を受刑者に与える努力義務が規定され、現在では自弁による書籍・新聞の購読も広く認められていること。さらには、平成19年に成立した憲法改正手続法（日本国憲法の改正手続に関する法律）は受刑者の投票権を認めている、といったことであ

る。

そこで、Xは、衆議院議員総選挙で投票できなかったことについて、国家賠償請求訴訟を提起することにした。

上記事案に含まれる憲法上の問題について、あなたの意見を述べなさい。なお、その際には、必要に応じて、自己の見解と異なる立場に言及すること。また、国家賠償法上の違法性の論点については言及しなくてよい。

2022 年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【C 日程：憲法】

《出題趣旨》

---

〔設問 1〕

司法権の範囲を明らかにするうえで、裁判所法 3 条の「法律上の争訟」の意味を正確に理解できていることが重要であることから、このような基本的事項についての知識を問うこととした。

〔設問 2〕

本問では、憲法上の権利が問題となっている具体的事案について、基本判例を参考にしつつ検討する能力が備わっているかを測定することが目指されている。ここでは、憲法学の基本的事項に関する知識が十分に定着しているか、法的三段論法に即した基本的な論述能力が備わっているかも、あわせて問われている。

本問の事案においては、受刑者の選挙権制限の合憲性が問題となっていたため、解答に際しては、在外国民選挙権訴訟（最大判平 17 年 9 月 14 日民集 59 卷 7 号 2087 頁）等を参考にして検討することが求められていた。ここでは、判例の判断枠組みについての正確な理解を示すとともに、その判断枠組みを用いて自己の見解を説得的に論証しうる能力を示すことが期待されていた。

《解説・講評》

---

〔設問 1〕

本問では、司法権の範囲との関係でしばしば問題となる裁判所法 3 条の「法律上の争訟」の意味を具体的に明らかにすることが求められている。とはいえ、「法律上の争訟」の意味については、最高裁判所の判例において何度となく言及されており、そこでなされている定義を解答することができれば、本問の出題趣旨には応えたことになる。

例えば、板まんだら事件（最判昭和 56 年 4 月 7 日民集 35 卷 3 号 443 頁）は、「裁判所がその固有の権限に基づいて審判することのできる対象は、裁判所法 3 条にいう「法律上の争訟」、すなわち当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であつて、かつ、それが法令の適用により終局的に解決することができるものに限られる」と述べているので、解答に際しては、上記下線部のみを解答すればよい。

ただ、多数の答案においては、上記判例における「法律上の争訟」の定義とは無関

係のものであったり、そもそも「法律上の争訟」を論ずる意義すら理解していないかのような記述が散見された。司法権に関する基本中の基本の知識であるので、十分な理解と暗記が求められるところである。

〔設問2〕

本問では、受刑者の選挙権制限の合憲性について、在外国民選挙権訴訟（最大判平17年9月14日民集59巻7号2087頁）を参考にして検討することが求められている。

本問を解答するにあたっては、まず「いかなる憲法上の権利」の制限が問題となるのかを特定する必要がある。公職選挙法11条1項2号では明示的に受刑者の選挙権等が否定されているため、まずはこの点について指摘することになる。しかし、少ない答案において、選挙権制限の事案であることが指摘できていなかったり、選挙権制限が憲法15条の問題であることを指摘できておらず、なかには思想良心の自由や表現の自由の問題として構成するものもあった。既修者として受験する限りは、このあたりの基本的知識については十分に整理されていることが望まれる。

次に、その選挙権の制限が合憲といえるかについて、合憲性判断枠組みを定立する必要がある。この点、在外日本人選挙権事件判決は、選挙権または選挙権の行使の制限は「原則として許されず、国民の選挙権又はその行使を制限するためには、そのような制限をすることがやむを得ないと認められる事由がなければならない」と判示しているので、この説示を参考に合憲性判断枠組みを定立するとよいだろう。そして、同判決は、この「やむを得ないと認められる事由」について、「そのような制限をすることなしには選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認めることが事実上不可能にし著しく困難であると認められる場合」と具体化しているので、合憲性判断を行う際には、この判断枠組みに従いつつ検討することになる。しかしながら、ほとんどの答案は、この最高裁の判断枠組みに言及することができていなかった。選挙権制限の判断枠組みとして判例上すでに確立しているので、しっかりと押さえておいていただきたい。

このような規範定立を行った後、「やむを得ないと認められる事由」の有無を具体的に検討することとなる。この点、これまで受刑者の選挙権制限については、これを合憲とする立場からは、①受刑者は著しく遵法精神に欠け公正な選挙権行使を期待できないこと、②刑事施設収容中であることに伴う事務的支障、③情報取得の困難、等がその根拠として挙げられてきた。したがって、もし合憲論を主張しようとするのであれば、これらがその主張の軸となる。しかし、このような合憲論に対しては、選挙犯罪によらない受刑者についてまで選挙権制限することの正当性や、受刑者に憲法改正国民投票が許されているのであれば刑事施設の事務的支障は問題とならないこと、現行の刑事施設法の下では情報取得も困難ではない旨の異論も考えられうる。これら

はいずれも問題文中で指摘されている論拠であるので、これらの論拠を踏まえた論述を行うことができれば、自ずと出題趣旨に沿った解答にたどり着くことができるであろう。とはいえ、多くの答案は、問題文の事実をただなぞるばかりで、自らの主張の論拠として効果的に位置づけることには、残念ながら成功していなかった。

本問では、合憲論・違憲論のいずれの立場をとっても構わない。しかし、いずれの立場を採用するにせよ、本問を解答するにあたっては、対立する見解を踏まえた説得的な論述を展開することが求められている。そして、主張したい内容を適切に言語化し、論理の飛躍なく十分な理由づけを行うとともに、全体として一貫性のある論述となっていることが求められていることを、最後に付言しておく。